




答 申 第 1008 号  
令 和 4 年 8 月 3 日

神戸市長 久 元 喜 造 様

神戸市個人情報保護審議会  
会 長 西 村 裕



答 申

神戸市個人情報保護条例第 12 条の規定に基づき、令和 4 年 8 月 3 日付け神企デ第 2023 号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

地域サービス情報システム（あじさいネット）の再構築に伴う  
電子計算機への結合について  
（条例第 12 条「電子計算機の結合の制限」に関して）

- 1 市のスポーツ施設の利用申込み等をウェブで行う地域サービス情報システム（あじさいネット）を再構築するにあたり、新たにクレジットカード決済機能を導入するため、当該システムとクレジットカード決済代行業者とをオンライン結合することは、市民サービスの向上に資すると認められるため、妥当である。
- 2 この場合、個人の権利利益を不当に侵害することのないように、事務に携わる者への研修を十分に行うとともに、システム及び運用の両面にわたり適切な情報セキュリティ対策を講じなければならない。

地域サービス情報システム（あじさいネット）の再構築に伴う  
電子計算機への結合について  
（条例第 12 条「電子計算機の結合の制限」に関して）

別紙  
答申 1008

【結合する電気通信サービス】

- (1) クレジットカード決済代行サービス

【利用情報項目】

- (1)

請求情報

- ・ マーチャント ID（あじさいネット専用の取引 ID）
- ・ 取引日付
- ・ 処理区分
- ・ 店舗コード
- ・ 会員 ID
- ・ 支払区分
- ・ 利用金額

結果情報

- ・ 処理結果コード
- ・ 会員 ID